

一般社団法人情報通信技術委員会 会費規程

平成16年3月12日（総会決定）

最近改定 平成24年3月27日（総会）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人情報通信技術委員会定款第7条第2項に基づき、一般社団法人情報通信技術委員会（以下「情報通信技術委員会」という。）の会費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（口数制）

第2条 会費は、1会計年度当たりの口数制とする。

（種類）

第3条 正会員（以下会員という）は、理事会が認めた者を除き、少なくとも1口以上の会費を、また賛助会員は1/2口以上の会費を納入しなければならない。

2 会員は、前項の他参加する標準化会議傘下の1専門委員会当たり1口の会費を納入しなければならない。

（金額）

第4条 会費の1口の金額は、45万円とする。

（口数の確定）

第5条 毎年3月1日から3月31日までに、会員がなす4月1日から開始する当該年度の専門委員会への登録の数をもって、第3条第2項に言う各会員の当該年度の口数を確定する。

（口数と参加する専門委員会数）

第6条 会員は同一年度内、確定した口数の範囲内で、参加する専門委員会を自由に選びまた変更することができる。

2 口数確定以降、会員の希望によって登録の数が増加することとなる場合、口数はそれに応じ増加する。

3 口数確定以降、会員の都合によって登録の数が減少することとなる場合には、口数は減少させない。

4 当該年度中途において組織が変更された場合は、第2項および第3項にかかわらず、会員がなすその変更部分の登録の数の変化は確定口数に影響しない。

（納入時期）

第7条 情報通信技術委員会は、口数確定後速やかに請求書を発送するものとし、会員

は、請求書を受領後2カ月以内に会費を納入しなければならない。

2 第6条第2項によって増加した口数についても第1項と同様とする。

(納入方法)

第8条 会費の納入方法は、情報通信技術委員会が指定する銀行又は郵便局への振込みとする。

附 則

- 1 社団法人情報通信技術委員会会費等規程(昭和60年12月2日制定)は廃止する。
- 2 この規程は平成16年3月12日から施行する。
- 3 この規定の第5条中「3月1日から3月31日まで」とあるは、平成16年に限り「3月1日から4月12日まで」とする。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年3月27日から施行する。